

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

宮城県志田郡松山町

2 構造改革特別区域の名称

「^{じょうかむら}醸華邑」構想・水田農業活性化特区

3 構造改革特別区域の範囲

宮城県志田郡松山町の全域

4 構造改革特別区域の特性

当区域は、宮城県のほぼ中央、仙台市の北約40kmに位置し、町の人口は約7,000人、面積は約30km²で、南部は標高約140mの高寺山を中心とする山林地帯、北部は、大崎平野の一部を成す平坦地から形成されており、農業産出額14億円（宮城県2,110億円の0.7%）、このうち米の産出額は10億円（宮城県1,006億円の1.0%）と大宗を占めるなど、稲作農業の盛んな土地柄である。

一方、商工業は、古くから発展した酒造・味噌醤油製造業を中心に、中小企業数十社が存在するが、その生産力は、製造品出荷額94億円（宮城県3兆7千億円の0.3%）、商品販売額30億円（宮城県1兆円の0.03%）と、県内シェアにおいて、農業、特に稲作よりも低くなっている。

また、松山町では、酒造・味噌醤油製造業が古くから発展した歴史背景に着目して、平成7年に「醸華邑」構想を策定し、酒造・味噌醤油の「醸」、町花コスモスの「華」、人が集まる里を意味する「邑」をフィーチャーした町づくりに取り組んでいるが、「華」の面では、毎年9月に「コスモス祭り」を開催し、約2万人の観光客を集めるほか、「邑」の面では、JR松山駅周辺に町営住宅地「マリス」を造成。仙台市へ通うサラリーマン層の住民確保が進められている一方、「醸」の面では、地場産の環境保全米（注）を使用した酒造りに取り組むものの、そのブランド化や販売拡大には至っておらず、これが、町づくりや地域経済活性化を進める上での重要課題となっている。

（注）環境保全米

特定非営利活動法人「環境保全米ネットワーク」（宮城県仙台市）が低農薬・無農薬で環境への負荷の少ない米づくりを目指して定めた栽培基準に従って栽培され、同法人から認定を受けた米をいう。「環境保全米ネットワーク」は、JAS有機登録認定団体にもなっている。

他方、当区域における農地利用は、

- (1) 農業就業人口の年齢階層別状況において、60歳以上層が約6割を占め、近年その階層の割合が増大傾向にある。

- (2) 認定農業者（農業経営基盤強化促進法に基づき効率的かつ安定的な農業経営を目指す者として市町村長が認めた者）の年齢階層別状況において、50歳以上層が全体の約7割を占めている。
- (3) 認定農業者等の担い手への農地集積は、平成9年度をピークに概して減少傾向にある。
- (4) 耕作放棄面積は、最近10年間で約10倍に増加しており、2000年には41ha（耕作放棄率3.8%）が耕作放棄地となっている。
- など、農業者、とりわけ担い手の高齢化が進行しており、その結果、担い手への農地集積の遅れや耕作放棄化が進行している現状にある。

これらの背景としては、後継者不足、作物選定への苦慮といった問題があげられるが、現状のまま推移した場合、将来的には、次のとおり約140haの農地について、受け手がいない状況が生じるものと試算され、これらの農地について遊休化が懸念されている（参考資料1）。

【農家意向調査結果をもとに試算した今後の農地利用の状況】

廃業志向農業者から放出される農地面積 約240ha

（松山町平均耕作面積2.1ha×廃業志向農業者数113戸（H12「松山町農家アンケート結果」））（参考資料2）

担い手が規模拡大を志向する農地面積 約100ha

（H16「10年後の農地利用に関する認定農業者アンケート結果」）（参考資料3）

5 構造改革特別区域計画の意義

当区域内の清酒製造業者は、これまで一貫して品質本位の酒造りを進めてきたことが一般消費者に受け入れられ、安定的な経営基盤を確立しており、近年では、区域内の農業者との契約栽培により環境保全米を使用した清酒製造に取り組むなど、原料米の品質にもこだわった生産活動を展開している。また、最近では、さらに原料米へのこだわりを追求する観点から、自ら原料米の生産を志向するに至っている。

今般、本特例措置の適用を受け、当該清酒製造業者に農地を貸付けることにより、農地の遊休化に歯止めをかけるとともに、清酒製造業者が自ら環境保全米の栽培を行い、これを原料に清酒製造を行うことで、当町の「醸華邑」構想を推進する上で課題となっている地場産の酒米を使用した清酒のブランド化、販売拡大を実現することで、「醸華邑」構想に即した町づくりに資するものとする。

6 構造改革特別区域計画の目標

本特例措置の適用を受け、当該清酒製造業者に農地を貸付けることにより、今後10年間で約20haの農地の遊休化を防止するものとする。なお、具体的には、松山町又は農地保有合理化法人が、耕作困難となった農地所有者等から一旦農地を借り受け、これを清酒製造業者に貸付ける事業を実施するものとする。

併せて関連事業として、町単独の農地利用集積事業（米政策改革大綱に即して定めた地域水田農業ビジョンにより計画）既存の農業委員会機能を活用し、農地利用集積対策関連事業など補助事業を活用する等により、遊休化が懸念されるすべての農地を担い手へ集積することを目標とする。

また、清酒製造業者による農業生産の拡大（酒米は一旦農協へ出荷予定）のほか、清酒製造業者が当該環境保全米を使用して清酒製造を行うことで、清酒の販売拡大を行う。また、これに伴う雇用増大のほか、清酒製造業者の酒蔵を訪れる観光客の増大を目指すものとする。

このような取組により、水田農業を中心として商工業、観光業を活性化し、もって地域経済全体の活性化を図ることを目標とする。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

(1) 特定法人は、環境保全米及び転作作物として地域特産野菜（無化学肥料・低農薬栽培）の生産及び当該生産物の加工・販売計画を行うこととしており、その結果、下表のとおり、今後10年間で、農業産出額37百万円、製造品出荷額79百万円の増加を見込む。

《特例措置の適用を受けて行う特定法人の農業生産計画》

生産物：酒造用米

	計画1年目 平成17年度	計画10年目 平成26年度
作付面積（ha）	1.4	14
生産量（t）	6.3	63
農業産出額（百万円）	2.1	21

生産物：地域特産野菜（施設）・・・なす等

	計画1年目 平成17年度	計画10年目 平成26年度
作付面積（㎡）	4,000	4,000
生産量（t）	20	20
農業産出額（百万円）	6.7	6.7

生産物：地域特産野菜（露地）・・・だいこん等

	計画1年目 平成17年度	計画10年目 平成26年度
作付面積（ha）	0.2	5.6
生産量（t）	5	140
農業産出額（百万円）	0.3	8.9

《特例措置の適用を受けて行う特定法人の加工販売計画》

生産物：清酒

	実績 平成15年度	計画1年目 平成17年度	計画10年目 平成26年度
出荷量(kl)	3,526	3,537	5,000
（うち自社産使用分）	0	11	110
製造品出荷額（百万円）	2,526	2,534	3,722
（うち自社産使用分）	0	8	79

- (2) 本特例措置を受けて特定法人が行う農業生産及び当生産物の加工・販売活動において、区域内からの新たな雇用10数名程度（パートを含む。）を見込む。
- (3) 観光客数については、「環境保全米を使用した清酒」を目当てにした酒蔵見学者の増加効果等により、現在の約1万人の増加を見込む。

《観光客数の見込み》

（万人）

	実績（概数） 平成15年度	計画10年目 平成26年度
コスモス祭り	2.0	2.4
酒ミュージアム	1.4	1.7
酒蔵見学	0.6	1.0
合計	4.0	5.1

- (4) このほか、地域特産野菜（無化学肥料・低農薬栽培）については、将来的には清酒製造業者のブランド力を生かして販路拡大を図り、販路が確立された場合には、特定法人以外の認定農業者等にも協力を求め、地域ブランドとして確立することが期待される。

8 特定事業の名称

地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付け事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

- (1) 町単独の農地利用集積事業（米政策改革大綱に即して定めた地域水田農業ビジョンで計画）

担い手が水田の集積（耕作又は作業受託）を図り、麦・大豆・飼料作物・野菜等を作付けした場合、その作付面積に応じて、作付けを行った農業者に対して定額助

成を実施。

担い手が農業経営基盤強化促進法に基づき、新規に利用権を設定した場合、利用権を設定した面積に応じて、利用権を設定した者及び利用権設定を受けた者に対してそれぞれ定額助成を実施。

(2) 農業委員会機能の活用

農業委員会による農地等の利用関係についてのあっせん等を実施。

(3) 農地利用集積対策関連事業

農地流動化関係のデータ整備のほか、地域農業者等の合意形成等を行い、担い手への農地集積を促進。

別紙

1 特定事業の名称

番号 1001

名称 地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付け事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

農地の貸付主体：宮城県志田郡松山町、農地保有合理化法人

農地の借受主体：宮城県志田郡松山町に本店を置く清酒製造業を行う法人であって農業生産法人以外の法人

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

本件特区計画の認定日以降

4 特定事業の内容

(1) 事業に関与する主体

宮城県志田郡松山町、農地保有合理化法人、特定法人

(2) 事業が行われる区域

宮城県志田郡松山町の全域

(3) 事業の実施期間

本件特例措置の適用開始の日以降

(4) 事業により実現される行為

特定法人による環境保全米及び地域特産野菜（無化学肥料・低農薬栽培）の生産

5 当該規制の特例措置の内容

当区域における農地利用については、本計画の4に記載（併せて参考資料1～3参照）したとおり、農業者、とりわけ担い手の高齢化が進行している。また、その結果、担い手への農地集積の遅れや耕作放棄化が進行している現状にある。

これらの状況の背景としては、後継者不足、作物選定への苦慮といった問題があることが窺えるが、このまま推移した場合、今後、約140haの農地について、受け手がいない状況が生じるものと試算され、これら農地の遊休化が懸念されている。

こうした状況を踏まえ、平成16年6月30日付け、農業者組織、特定法人（候補）、農協、土地改良区、県、普及センター、農業委員会、町等からなる「松山町農業構造改革特区構想研究会」を設置し、これまで2回にわたり特区計画の内容について検討を実施したほか、平成16年7月23日付け、「認定農業者との意見交換会」を開催。認定農業者と特定法人（候補）を交えて、本計画の趣旨・内容について説明を実施し、本計画の策定

に至った。

特例措置の適用後は、地域住民や農業者に対して、認定を受けた計画内容の周知を行うとともに、町と特定法人との間に、事業の内容、事業を行う農地等の所在、面積、水管理や畦草刈りなどの役割分担に関する事項等を定めた協定を締結し、これを受けて、農業委員会が、特定法人が関係法令に定める要件（業務執行役員のうち1名以上が、農業に従事すると認められること。町との間に締結した協定に従い、その事業を行うと認められること。）に合致することを確認した上、農地法第3条の許可を経て特定事業を実施する。

松山町における農地利用の現状と課題

1 農業者の高齢化

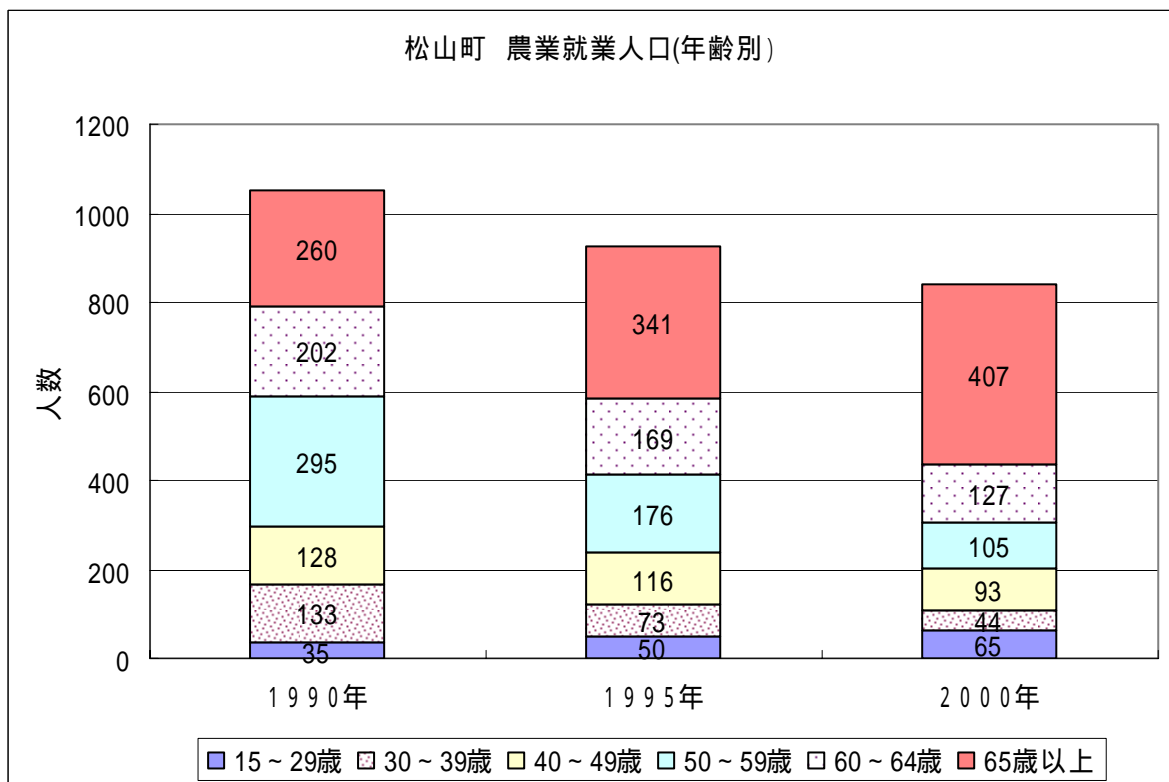
(1) 農業就業人口(年齢別)

- ・ 農業就業人口は減少を続けており、年齢階層別では、60歳以上層が約6割を占め、高齢化が進行している。

単位:人、%

	15～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65歳以上
1990年	35	133	128	295	202	260
1995年	50	73	116	176	169	341
2000年	65	44	93	105	127	407
	7.7%	5.2%	11.1%	12.5%	15.1%	48.4%
<参考>	8,102	4,375	10,712	14,481	14,808	56,296
2000年 宮城県	7.4%	4.0%	9.8%	13.3%	13.6%	51.8%

出典:世界農林業センサス

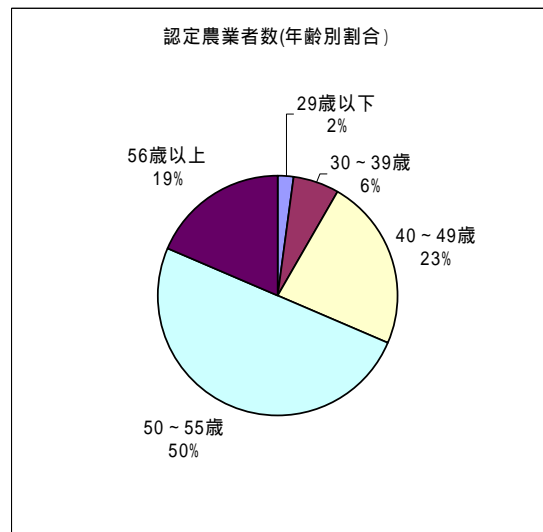
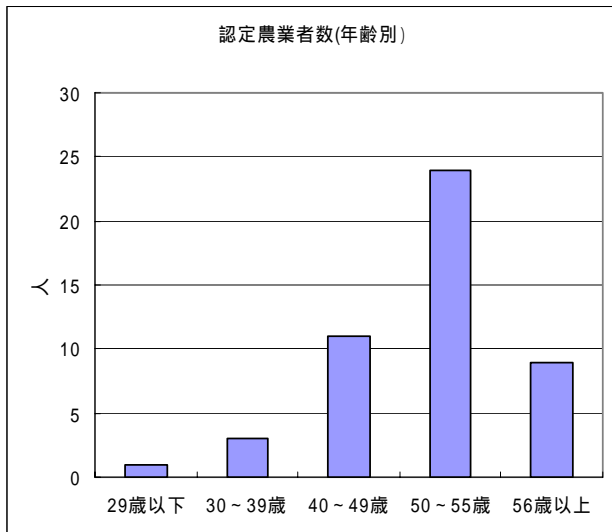


農業就業人口とは15歳以上の農家世帯員のうち、調査日前1年間に農業だけに従事した者と農業とそれ以外の仕事の双方に従事したが、農業従事日数の方が多い者の両方の合計

(2) 認定農業者の状況(平成15年4月現在 認定農業者48名)

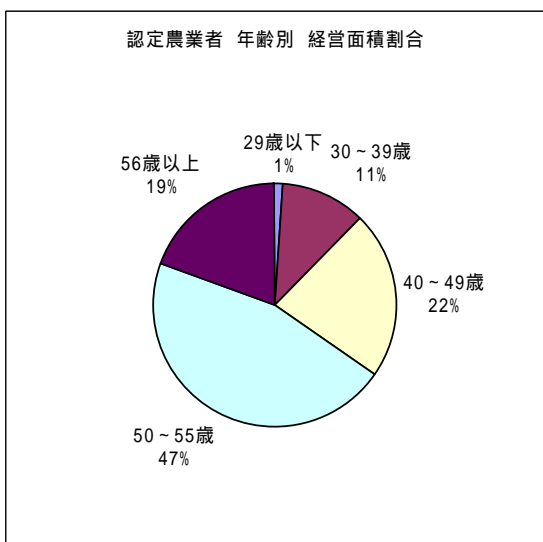
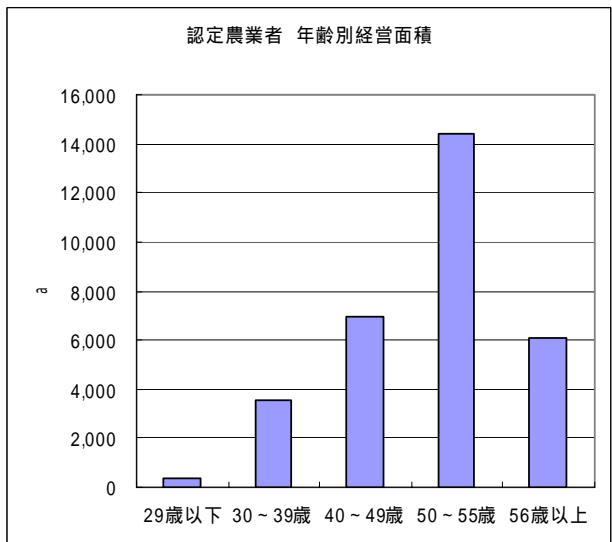
認定農業者年齢別

- ・ 認定農業者を年齢階層別に見ると、50歳以上が全体の約7割を占めている。



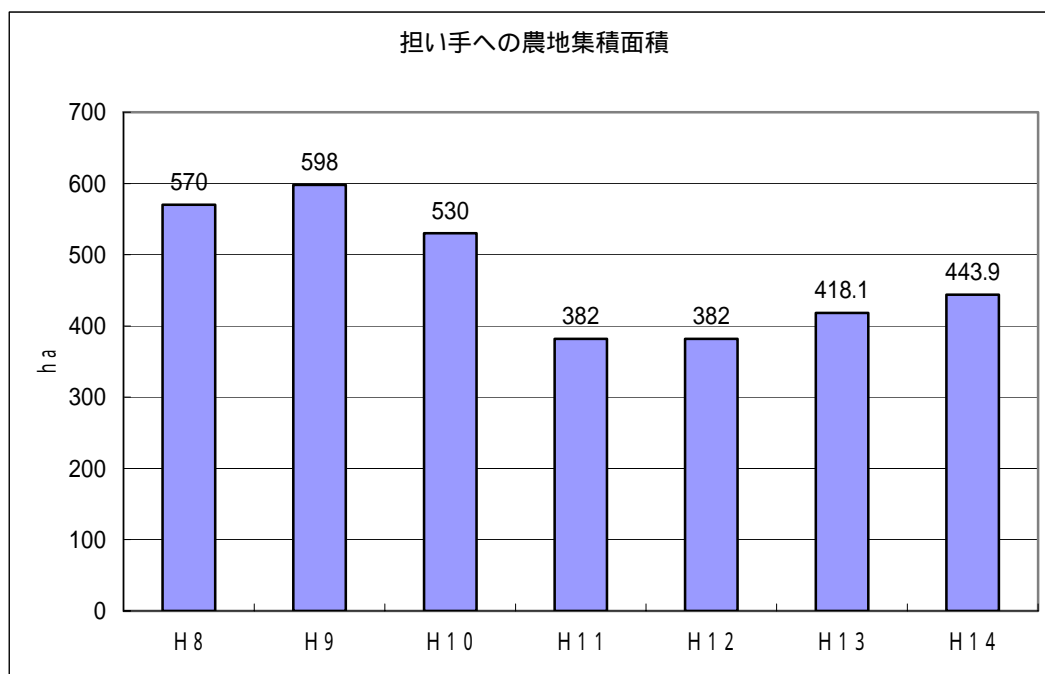
認定農業者年齢別 耕地面積

- ・ 認定農業者全体の経営面積約313haのうち、50歳以上の者の経営面積が約7割を占めている。



2 担い手への農地集積の状況

- ・ 担い手への農地集積面積は、平成9年度をピークに概して減少傾向にある。直近年では増加に転じたものの、その増加ペースは遅い。



担い手農業者: 認定農業者、基本構想水準到達農業者、今後育成すべき農業者
 集積面積: 自己所有、借入地、作業受託の合計

・増加面積

単位: ha

	H8 ~ H9	H9 ~ H10	H10 ~ H11	H11 ~ H12	H12 ~ H13	H13 ~ H14
増加集積面積	28	-68	-202	0	36.1	25.8

出典: 松山町 農業委員会調べ

3 耕作放棄の状況(総農家)

- ・ 耕作放棄面積は10年間で約10倍に増加しており、2000年には41ha(耕作放棄率3.8%)が耕作放棄されている。

単位: ha、%

区分	経営耕地面積()	放棄地面積()	耕作放棄率(/)
1990年	1,129	4	0.4%
1995年	1,085	19	1.8%
2000年	1,071	41	3.8%
<参考> 2000年 宮城県	119,999	6,368	5.3%

出典: 世界農林業センサス

4 今後の課題

- ・ 当町では、これまでみたように、農業者、とりわけ担い手の高齢化が進行しており、その結果、担い手への農地集積の遅れや耕作放棄化が進行している。また、農家意向調査結果(「松山町農家アンケート結果」(平成12年7月))から、それらの背景には、後継者不足、作物選定への苦慮といった問題があることが窺える。
- ・ このような状況を踏まえ、農家意向調査結果をもとに、今後の農地利用について試算すれば、次のとおり、今後、およそ140ha程度の農地について受け手がいない状況が見込まれる。
 - 廃業志向農業者から放出される農地面積 約240ha
(松山町平均耕作面積2.1ha×農業廃止志向農家113戸(H12松山町産業振興課「松山町農家アンケート結果」))
 - 担い手が規模拡大を志向する農地面積 約100ha
(H16松山町産業振興課「10年後の農地利用に関する認定農業者アンケート結果」)
- ・ よって、今後は、地域水田農業ビジョンに掲げる水田農業の振興方向に即し、売れる米づくりや担い手への農地集積を進めつつ、新しい担い手を育成するなど、十分な受け皿対策が必要と考えられる。

松山町農家アンケート結果（平成12年7月）

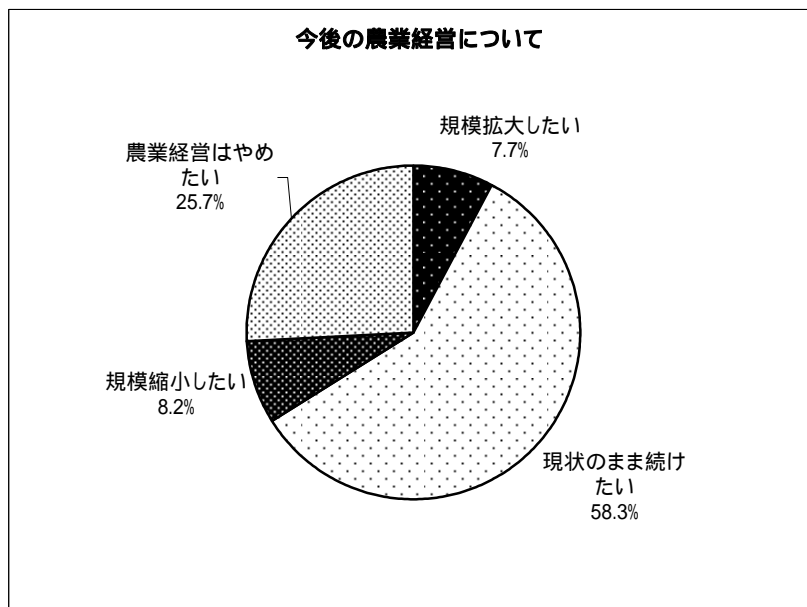
松山町産業振興課

これからの農業経営を行っていく上での課題(複数回答)

	人数	割合(%)
若年者の他産業への就職、高齢者の離農など農業労働力の減少	273	40.1
生産を拡大できる作物が見当たらない	127	19.6
経営規模の縮小	117	17.4
農業用排水・畦畔の除草	62	9.2
技術の開発・普及の立ち遅れ	37	5.5
住宅化や非農家との混住化の進行	34	5.0
土地基盤整備が不十分	26	3.9

今後の農業経営をどのようにしたいですか？

	規模拡大したい	現状のまま続けたい	規模縮小したい	農業経営はやめたい
人数	34	256	36	113



10年後の農地利用に関する認定農業者意向調査結果（概要）

調査要旨

調査時期 平成16年7月

調査方法 別紙調査票を郵送又は手渡しし、回収した。

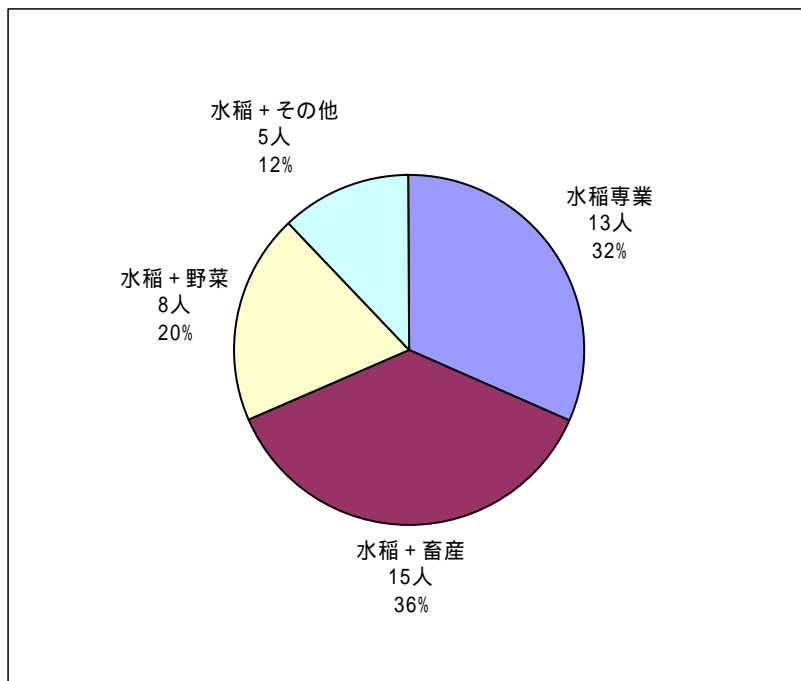
調査対象 認定農業者

回収状況 調査数52名 回答41名（回収率78.8%）

1. 営農類型と平均経営面積

(1) 営農類型

水稲専業	13人(33%)
水稲+畜産	15人(36%)
水稲+野菜	8人(20%)
水稲+その他	5人(12%)

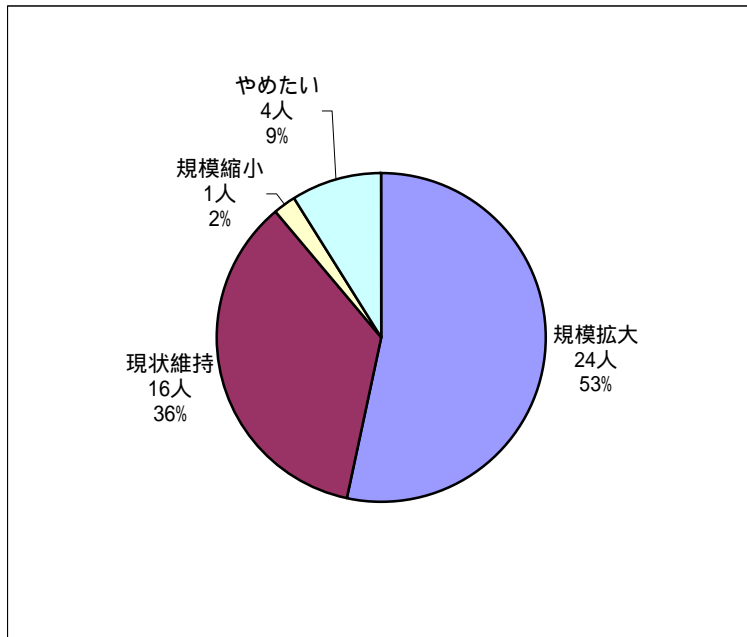


(2) 平均経営面積（土地利用型部門）

水稲専業	7.9ha（うち自作地3.6ha、借地3.2ha、全作業受託1.1ha）
水稲+畜産	6.4ha（うち自作地3.1ha、借地2.4ha、全作業受託0.9ha）
水稲+野菜	6.2ha（うち自作地1.8ha、借地2.5ha、全作業受託1.9ha）
水稲+その他	6.2ha（うち自作地1.2ha、借地2.7ha、全作業受託2.3ha）

2. 経営規模に関する意向

「経営規模拡大の意向あり」と回答した者は24人（53%）であった。

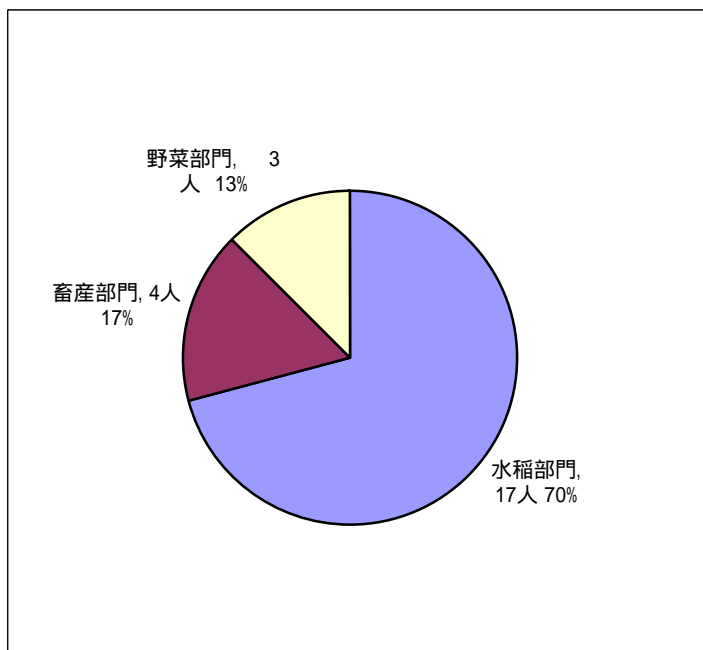


規模拡大希望者の営農類型の内訳

水稲 + 畜産	9人
水稲専業	7人
(うち1人が露地野菜導入希望)	
水稲 + 施設野菜	3人
水稲 + その他	5人

3. 規模拡大の対象部門

規模拡大を志向する対象部門は、水稲（17人、70%）が最も多く、次いで畜産部門（4人、17%）が多かった。



4. 新たに農地を取得または借り入れを希望する面積

(1) 水稲、野菜部門を規模拡大の対象部門と答えた者は20人おり、その内訳は下表のとおり。

(人)

	規模拡大希望面積					合計
	~ 3ha	3.1 ~ 5.0ha	5.1 ~ 7.0ha	7.1 ~ 10.0ha	10.1ha 以上	
水稲部門	3	8	1	3	2	17
野菜部門	2	1				3
合計	5	9	1	3	2	20

(2) 水稲、野菜部門で規模拡大したいとする者の拡大希望面積は、水稲部門で少なくとも80ha、野菜部門で少なくとも9ha、合わせて89haとなった。

(3) これらのことから、今後10年間ににおける担い手の農地需要面積は、所有権のほか賃借権、全作業受託も含めて、およそ100ha程度であると見込まれる。